

大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画2024（令和6）～2028（令和10）年度（概要）

序章 計画策定の趣旨

大阪市では、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを目的として、第4期大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定し取り組んできました。本市の実施計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」等に即して策定しています。

2023（令和5）年7月に国の基本方針の見直しが行われたことから、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間を期間とする新たな第5期計画を策定します。

第1章 ホームレスの現状

表1 直近5カ年のホームレス数の推移

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1,002人	982人	943人	923人	841人

表2 ホームレスの年齢

	平成24年	平成28年	令和3年
45歳未満	14.5%	11.5%	6.0%
45～64歳	60.3%	56.2%	46.4%
65歳以上	25.2%	32.3%	47.6%

表3 野宿生活期間の推移

	平成24年	平成28年	令和3年
1年未満	33.4%	38.3%	25.5%
1年～3年未満	15.1%	11.2%	19.4%
3年～5年未満	14.2%	7.4%	7.3%
5年～10年未満	13.9%	17.4%	14.2%
10年以上	23.4%	25.7%	33.6%

表4 あいりんシェルターの利用状況（R5.6月）

利用日数	利用人数	全体に対する割合
毎日	71人	49.6%
26～29日間	17人	11.9%
21～25日間	15人	10.5%
16～20日間	18人	12.6%
1～15日間	22人	15.4%
合計	143人	100.0%

※令和5年1月～5月の利用状況（各月16日以上利用している人の割合）
1月：75.2%、2月：83.0%、3月：76.7%、4月：87.0%、5月：88.4%

表5 支援状況

年度	就労自立や福祉施策等につなげた人の割合	
	野宿生活期間1年未満の人	野宿生活期間5年以上の人
令和元年	46.2%	3.4%
令和2年	82.0%	3.7%
令和3年	66.4%	5.6%
令和4年	63.8%	4.5%

表6 自立支援センター退所後の職場定着率

退所年度	定着率			
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
令和元年	67.3%	54.5%	54.5%	52.7%
令和2年		79.2%	79.2%	75.0%
令和3年			56.4%	47.3%
令和4年				78.8%

第2章 課題分析

自立後の生活を見据えた支援の必要性（表4参照）
本市では、一時生活支援事業として生活ケアセンター等を活用した自立に向けた支援を行っていますが、集団生活に基づく支援では必ずしも自立につながっていない状況にあります。

早期支援による野宿生活長期化の防止（表5参照）
若年層や新規層については路上生活期間が短く支援につながりやすい傾向にあります。

再野宿化の防止（表6参照）
自立支援センターを就労により退所できたものの、その後職場に定着できず再び野宿生活に戻ってしまう人が一定数存在します。

第3章 施策の推進

安定した住居での個別支援の実施

生活の基盤となる安定した住居の確保することで生活の安定を図り、その後個別の支援を効果的に行います。

若年層、新規層への積極的な働きかけ

好機を逸することなく支援につなげるために巡回相談員による相談支援の充実を図ります。

就労支援施策の充実

職場定着率の向上に取り組むことで、生活の安定を図り、地域生活の継続を推進する必要があります。

民間の借上げアパートなど個室の生活の場を用意し、居宅生活を可能とする個別的な自立支援を実施します。
自立が図られた後も地域での生活を継続的に営めるよう定着に向けた支援を1年程度行います。

日中の巡回相談員による相談支援では、若年層や新規層の起居の場所の確認が困難である為、早朝・夜間帯の巡回相談を増やすことで、早期発見、支援を行います。

自立支援センターにおいて再野宿を防ぐため、退所者に対するアフターケアについて自宅等への訪問回数を増やすなど地域での安定した生活が営めるよう取り組んでいきます。

5年間で140人程度をホームレス地域移行支援事業につなぎ地域生活への移行を推進します。

面接相談を行ったホームレスのうち、野宿期間が1年未満の人の65%以上を、就労自立や他の福祉施策につなげます。

就労により自立支援センターを退所した人について、職場定着支援を行います。
1年後定着率：80%以上
3年後定着率：60%以上

第4章 大阪市の実施計画について

中間年にあたる2026（令和8）年度及び計画期間満了前に有識者等の意見を聴取し、計画に定めた施策の評価・効果検証を行います。